==========================================================================

H28.8.31

゜・*:.。..。.:*・゜゜・*:.。..。.:*・゜＊　Andante　＊*・゜゜・*:.。..。.:*・゜・*:.。..　　Vol.86

# ～北海道の自殺対策について～

Hokkaido Government　　発行：北海道地域自殺対策推進センター
（北海道立精神保健福祉センター内）

******************************************************************************

※『Andante：アンダンテ』とは

「ゆっくりと歩くくらいの速さで」という意味の音楽用語です。皆さんは最近、ゆっくりと歩いてみたことはありますか？ゆっくりと自分にとって適度なスピードで歩いているとき、私達の視野はいつもよりぐっと広がり、忙しく過ごす中では見過ごしがちなものに気が付くことがあります。月に一度「Andante」が届くたびに、皆さんがふっと一息つき、少しの時間だけでもゆっくり歩くことを思い出していただけたらと考えています。

------------------------------------------------------------------------------

－　目　次　－

【１】　北海道における自殺の現状

◇　平成 28 年 7 月末の自殺者数（暫定値）[警察庁発表]

◇　平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」[厚生労働省発表]

【２】　自殺について知ろう

◇　自殺対策の 10 年とこれから[1]（『平成 28 年自殺対策白書』より）

【３】　お知らせ

◇　こころの電話相談

◇　HP 及び携帯 HP をご覧ください

【４】　編集後記

------------------------------------------------------------------------------

## 【１】北海道における自殺の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ◇平成 28 年 7 月末の自殺者数(暫定値)[警察庁発表]◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

警察庁より平成 28 年 7 月末の月別自殺者数の暫定値が発表されました。

平成 28 年 7 月の北海道の自殺者数は 96 人でした。また、全国の自殺者数は 1,822 人、そのうち男性は 1,260 人、女性は 562 人でした。

以下に、北海道および全国の前月比と前年同月比の自殺者数を示します。

1.　平成 28 年 7 月末と平成 28 年 6 月末の月別自殺者数の比較　(単位：人)

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

H28 年 7 月 ＜北海道　96 人、全国 1,822 人、全国(男性) 1,260 人、全国(女性) 562 人＞

H28 年 6 月 ＜北海道　88 人、全国 1,836 人、全国(男性) 1,267 人、全国(女性) 569 人＞

前　月　比 ＜北海道　+8 人、全国　- 14 人、全国(男性)　 - 7 人、全国(女性)　- 7 人＞

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

平成 28 年 7 月の自殺者数は、前月比では北海道においてのみ増加、全国・全国男性・全国女性において減少でした。都道府県別では、自殺者数が増加したのは 26、減少したのは 20、変化なしは 1 でした。

2.　平成 28 年 7 月末と平成 27 年 7 月末の月別自殺者数の比較　(単位：人)

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

H28 年 7 月＜北海道　96 人、全国 1,822 人、全国(男性) 1,260 人、全国(女性) 562 人＞
H27 年 7 月＜北海道 105 人、全国 2,068 人、全国(男性) 1,369 人、全国(女性) 699 人＞
前　年　比＜北海道　- 9 人、全国 - 246 人、全国(男性) - 109 人、全国(女性) - 137 人＞

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

前年同月比では、北海道・全国・全国男性・全国女性の全てにおいて減少でした。また、都道府県別でみると、自殺者数が増加したのは 15、減少したのは 29、増減なしは 3 でした。

◇平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」[厚生労働省発表]◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

厚生労働省が 6 月に平成 27 年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。これは、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、平成 14 年から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などを年 1 回、取りまとめているものです。
自殺については、平成 11 年の通達により「業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合」に業務上の死亡と認められるようになりました。

平成 27 年度は精神障害の労災認定件数が 472 件（前年度比 25 件減）と過去最多となった昨年度よりは減少しました。この中には自殺と自殺未遂が 93 件含まれ、こちらは前年度比 6 件減となりました。北海道では労災認定件数が 19 件で前年比 12 件減でしたが、うち自殺と自殺未遂は 5 件で 3 件増でした。
自殺と自殺未遂の内訳は公表されていないので、ここでは自殺と未遂を合わせた 93 件について、詳しく見ていきたいと思います。
精神障害の発症原因とされる具体的な出来事について目立つものをあげると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化」が 26 件と最も多く、次に心理的な負荷が極度な「特別な出来事」が 17 件、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 8 件、「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 7 件となっています。
年齢別では、19 歳以下が 0 件、20～29 歳が 14 件、30～39 歳が 22 件、40～49 歳が 34 件、50～59 歳が 21 件、60 歳以上が 2 件でした。
自殺または未遂により労災補償を請求し、さらに認定されるのはごく一部分です。実際にはその何倍もの方が、過重な仕事によって自殺または未遂に追い込まれているのかもしれません。職場における自殺予防、メンタルヘルス対策への一層の取り組みが求められます。

参考資料：厚生労働省　平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」

【２】自殺について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇自殺対策の 10 年とこれから[1]（『平成 28 年自殺対策白書』より）◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
平成 28 年は「自殺対策基本法」成立より 10 年目の年になります。そこで、『平成 28 年版自殺対策白書』より、これまでの自殺対策の取り組みについて改めて振り返っていきたいと思います。今号は自殺対策基本法策定に至るまでの経緯と自殺総合対策大綱についてまとめ、次号以降で、大綱策定後の自殺対策や大綱改定に向けての取り組み、今後の展望などについてまとめていきたいと思います。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

警察庁自殺統計によると平成 10 年の自殺者数は、平成 9 年の 24,391 人より 8,472 人（34.7%）増加し、32,863 人となりました。その後は高止まり状態が続き、平成 15 年には統計を取り始めた昭和 53 年以降で最多の 34,427 人となりました。しかし、我が国においては、自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、その後も、自殺対策について国全体としての基本方針は策定されずにいました。このような状況の中、国会においては平成 17 年 2 月に「自殺問題に関する参考人質疑」が行われ、同年 5 月には特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクと国会議員有志との共催によるシンポジウムが開催されました。さらに、同年 7 月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が行われました。平成 18 年には、超党派の「自殺防止対策を考える議員有志の会」が結成、「自殺対策基本法案」について検討が進められ、6 月 8 日、第 164 回国会参議院内閣委員会において委員長提出法案として議題となり、即日全会一致で可決、翌 9 日に参議院本会議で可決され、14 日に衆議院内閣委員会、15 日に衆議院本会議で可決され、21 日に自殺対策基本法として公布、10 月 21 日に施行されました。

自殺対策基本法においては、政府の推進すべき自殺対策の指針として基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされました。平成 19 年 6 月 8 日、自殺総合対策会議において「自殺総合対策大綱」として閣議決定されました。
自殺総合対策大綱では、我が国の自殺をめぐる現状を整理するとともに、
〈自殺は追い込まれた末の死〉
〈自殺は防ぐことができる〉
〈自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している〉
という自殺に対する 3 つの基本的な認識を示しました。
また、自殺対策基本法第 2 条の 4 つの基本理念及び自殺総合対策の在り方検討会の報告書を踏まえ、

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 自殺の事前予防、危機対応に加え未遂者や遺族等への事後対応に取り組む
4. 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える
5. 自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する
6. 中長期的視点に立って、継続的に進める

という自殺対策を進める上での 6 つの基本的考え方を示しました。
また、自殺対策の数値目標については、平成 28 年までに、17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることと設定し、国及び地域における自殺対策の推進体制、自殺総合対策大綱に基づく施策の評価及び管理について定めました。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

平成 27 年の自殺者数は、24,025 人で、平成 17 年と比べ 8,527 人（約 26%）の減少となります。自殺者が急激に増加する直前の平成 9 年は 24,391 人でしたので、ほぼ同水準にまで減少してきたといえるでしょう。ですが、これは国際的にみても、元々悪かった日本の自殺者数が最悪な状況になり、ようやく悪かった水準まで戻ってきたに過ぎないともいえます。数値目標は達成したことになりますが、これからも着実な自殺対策の推進が求められます。
自殺対策大綱が出来てからの取り組み、また大綱の改定などについては次号でご紹介させて頂きたいと思います。

参考文献

厚生労働省、2016、『平成 28 年版自殺対策白書』

【３】お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇　精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

| | |
|---|---|
| 月曜から金曜日 | 9:00～21:00 |
| 土曜日曜祝日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く） | 10:00～16:00 |
| | Tel：0570-064-556 |

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇　HP・携帯版 HP をご覧ください
北海道地域自殺対策推進センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。
パソコン HP　URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。
携帯 HP　URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm

【４】編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

北海道では台風一過で、まだまだ暑い日が多いながらも、スーパーでは栗のお菓子が並び、秋物衣料の販売など少しずつ秋の準備が始まっています。

さて、来る 9 月 10 日からの一週間は国の定めた自殺予防週間になります。毎年、この一週間に国、地方公共団体が連携し、幅広く国民の参加による啓発活動が推進されています。そして、

集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることが目的とされています。
もちろん自殺対策はこの一週間だけのことではありませんが、これを期に行われる多くの対策には注目したいところです。

いつもご愛読ありがとうございます。
次号 Vol.87 は、2016 年 9 月末に配信予定です。

＊お問い合わせ先＊
北海道立精神保健福祉センター
札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号
Tel 011-864-7121
Fax 011-864-9546
URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/
Mail hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp